

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年三月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月二十二日

指令川建セ第二七〇〇四四一號

二 検査済証番号

平成二十九年三月三日

川建セ第二八〇〇七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字越畠字宮前千三百三十番、千三百三十一番、千三百三十二番、千三百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字越畠字三反町千三百七十一——番地
社会福祉法人晃樹会 理事長 小林 良樹